



平成23年12月23日

各 位

会 社 名 株式会社ソディックプラスチック
代表者名 代表取締役社長 藤川 操
(JASDAQ・コード6401)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 河本 朋英
電 話 045-948-1405

**支配株主である株式会社ソディックによる当社普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社ソディックは、平成23年11月10日から平成23年12月22日までの30営業日において当社普通株式に対する公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表されましたので、お知らせいたします。

(別紙)

「当社子会社である株式会社ソディックプラスチック普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上



平成23年12月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ デ ィ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 原 克 英
(コ ー ド 番 号 6143 東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 古 川 健 一
(TEL : 045 - 942 - 3111)

当社子会社である株式会社ソディックプラスチック普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ソディック（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成23年11月9日開催の取締役会において、株式会社ソディックプラスチック（コード番号：6401 大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成23年11月10日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成23年12月22日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
株式会社ソディック
横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
- (2) 対象者の名称
株式会社ソディックプラスチック
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,314,000 (株)	—	—

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成23年8月12日に提出した第20期第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(31,758,000株)から平成23年11月9日現在公開買付者が所有する対象者株式の数(20,444,000株)を控除したのになります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年11月10日(木曜日)から平成23年12月22日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、210円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成23年12月23日に報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	9,758,500 (株)	9,758,500 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	9,758,500	9,758,500
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	204,440個	(買付け等前における株券等所有割合 64.37%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	37,440個	(買付け等前における株券等所有割合 11.79%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	302,025個	(買付け等後における株券等所有割合 95.10%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	317,579個	—

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成23年11月10日提出の第20期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(31,758,000株)に係る議決権の数(317,580個)を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB Cフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

② 決済の開始日

平成23年12月30日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成23年11月9日に公表した「当社子会社である株式会社ソディックプラスチック普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

対象者の普通株式は、平成23年12月23日現在、JASDAQに上場されておりますが、当社は、本公開買付けの終了後に、平成24年3月1日を目処として、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となり、上場廃止後は、JASDAQにおいて取引することが出来なくなります。なお、本株式交換は、当社は会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、対象者は会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、両社とも株主総会の決議による承認を受けずに実施される予定です。

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ソディック 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上